

# 学校いじめ防止基本方針

宮城県亘理高等学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関との連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、いじめ防止等(いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ)の対策を行う。

## 2 いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

## 3 いじめの防止等に関する取り組み

### (1) いじめの防止

#### ① いじめに対する共通理解

○職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。

○いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。

○校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

#### ② 生徒指導の充実

○生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

### (2) いじめの早期発見

#### ① いじめの認知

○いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。

## ② 実態把握と情報共有

- いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。
  - ・生徒への定期的なアンケート調査（記名式）や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
  - ・保護者面談の実施や保護者用チェックシートを積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
  - ・地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

## （3）いじめへの対処

### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- いじめの通報（法第23条）を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
  - ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

### ② いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはつきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

### ③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活が送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

○学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。

#### ④ ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。

○県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。

○ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。

○保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 事実関係を明確にするための調査

##### ① 調査組織

○「いじめ問題対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。

○本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

##### ② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

○いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

○質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

##### ③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

○当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

○調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

##### ④ その他の留意事項

○調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

#### (2) 調査結果の提供及び報告

##### ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。

○情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

○質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

## ② 調査結果の報告

○調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。

○上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

## 5 その他の留意事項

### (1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

### (2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

### (3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

### (4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

### (5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

### (附則)

1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

# 学校における取組のポイント

## 1 いじめの防止

### (1) 職員の共通理解

- ① いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

### (2) 未然防止の基本となる学校づくり

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。

- ① 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ② 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

### (3) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。

- ① 児童生徒が他者の役に立ったり困難な状況を乗り越える機会を積極的に設け、児童生徒の自己有用感と自己肯定感を高める。
- ② 他者の痛みを自分の痛みとして共感することができる豊かな情操を培う。
- ③ 他者の良さを理解し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 他者との意見の違いがあっても建設的に調整できるコミュニケーション能力を育てる。

## 2 早期発見

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを積極的に認知する。

- (1) 児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談等を実施する。
- (3) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- (4) 日頃から児童生徒の様子に注意深く目を配る。

## 3 いじめに対する措置

### (1) いじめの発見・通報を受けたとき 【速やかに組織的に対応する】

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ② 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校内で直ちに情報を共有する。

- ⑤ 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑥ 事実関係を迅速に被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

#### (2) いじめを受けた児童生徒への対応 【徹底して守り通す】

- ① いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- ③ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続くケースも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### (3) いじめた児童生徒への指導 【丁寧かつ毅然とした態度で指導する】

- ① いじめた児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 児童生徒がいじめを行うに至った背景等も踏まえ、丁寧な対応を心掛ける。
- ③ 事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめの状況に応じて、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。  
相談する場合：いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき  
通報する場合：児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

#### (4) いじめが起きた集団への指導 【自分の問題として捉えさせる】

- ① たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

### 4 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等を直ちに削除したり、名誉毀損やプライバシー侵害等があつた場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (2) 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (3) メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじを防止するため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対する啓発活動の充実を図る。

### 5 その他の留意事項

- (1) 担任等が問題等をひとりで抱え込むことなく、学校全体で一致協力していじめへの対応ができるよう生徒指導体制の確立を図る。
- (2) 全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- (3) いじめの早期発見、いじめを受けた児童生徒の心のケア等に資するため、教育相談体制の充実を図る。
- (4) 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう校務の効率化を図る。
- (5) 学校評価及び職員評価において、いじめ防止等への取組状況について評価し、改善に努める。
- (6) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から家庭や地域へ積極的に公表し、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## いじめ問題対策委員会設置要綱

宮城県亘理高等学校

### (設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、資料1－2に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 委員長は校長、副委員長は教頭の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (調査部会)

第4 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

### (事務局)

第5 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。

- (1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

### (関係者の出席)

第6 委員長又は事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

## 【いじめ問題対策委員会】

